

環境影響評価の概要と手続きの流れ

「リニア中央新幹線」計画について、シリーズでお伝えしています。

先月号（シリーズ¹⁸）では、JR東海が「中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書」（以下「配慮書」）を公表し、その中で当市西部が中間駅位置に選定されたことについてお伝えしました。

今回は、環境影響評価法に基づき、JR東海が実施する環境影響評価（環境アセスメント）の概要とその手続きの流れを中心にお伝えします。

目的

環境影響評価は、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響をおよぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

対象となる事業は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所建設などの13種類の事業で、中央新幹線事業も対象となります。

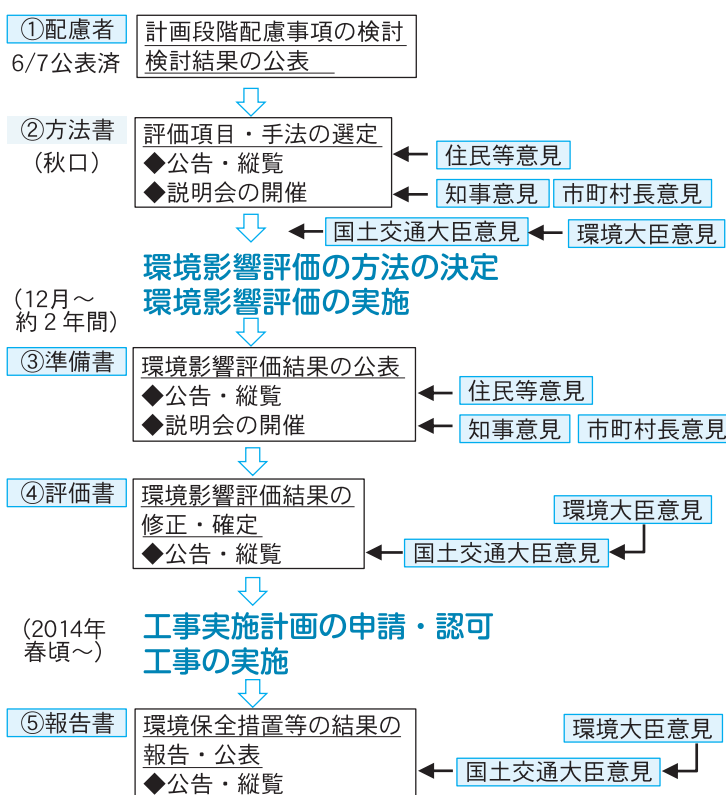
配慮書

環境影響評価法の一部を改正する法律が、平成23年4月に公布され、プロジェクトの計画段階での環境影響評価の手続きが新たに付加されま

した。JR東海は、事業者の考えを早い段階から開示していくという同法の趣旨を踏まえて、法律の施行前ですが、配慮書を作成し、6月7日に公表しました。

また、配慮書では、想定される評価項目の中から、事業の実施による環境への影響をできる限り、回避、または低減することを目的とし、計画段階で検討することが望ましい調査事項が選定されています。

（図1）環境影響評価の手続きの流れ



※カッコで示した実施時期については見込です。

選定された調査事項

- ① 大気環境（大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音）
- ② 水環境（水質・水底の底質）
- ③ 土壌環境・その他（地形・地質、地盤沈下、土壌、磁界、文化財、日照障害、電波障害）
- ④ 動物・植物・生態系など（動物、植物、生態系）
- ⑤ 人と自然との触れ合い（景観、人と自然との触れ合い活動の場）
- ⑥ 環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス）

今後の手続き（図1参照）

JR東海は、今後、先に記述した法律改正に伴い新たに付加された方法書の公表段階での説明会の開催やインターネットなどによる縦覧などを踏まえ、秋頃には方法書を提出し、12月には環境影響評価を着手、2014年の工事着工に向けて手続きを進めたいとの意向を示しています。

問 まちづくり課（8内線322）

ルート・駅などの詳細位置

公表は今から2年と少し先！

当市西部が岐阜県内の中間駅位置に選定された6月7日以降、市民の皆さまから「〇〇地区の〇〇番地に住んでいるがルートにかかるか」、「具体的な位置はどこか」、「ルートや駅、車両基地の詳細位置はわかるか」といったお問い合わせを多くいただきましたが、現段階では、概略位置としてルートは幅3km、駅位置は直径5kmの円で示されているのみです。

JR東海は、今後、ルートおよび駅の具体的な位置を確定するにあたっては、環境影響評価結果ならびに駅周辺整備との整合性などについて、関係機関と調整を進めるとしています。

また、6月14日に開催された山梨県のリニア中央新幹線建設促進県期成同盟会臨時総会時に、JR東海の幹部が「駅設置場所の詳細は準備書公告の時、今から2年と少し先になる」との見通しを示しておられますので、詳細位置が明らかになるのはその頃と思われます。